

「IFRS」導入のポイント

東京メトロポリタン税理士法人
税理士 樋口 智勇

今、日本を含めた、世界各国の会計が大きく変わろうとしています。皆さんも「IFRS」という文字を、最近、新聞や雑誌で見られたことがあると思います。

これは、**International Financial Reporting Standard**(国際財務報告基準)の略で、今までまちまちだった各国の会計基準を世界基準である「IFRS」に一本化していこうという動きのことをいいます。

すでにヨーロッパでは2005年から適用され、韓国、インドなどは2011年より正式にスタートし、アメリカも導入の方向で進んでいます。

日本も、ここ数年の間で、会計基準がIFRSの基準に近づくよう続々と改正され、2011年6月頃までには、ほとんど、IFRSに近いものになっていく予定です。

では、具体的に、どのように変わるのかについて、以下、見ていきたいと思います。

(1) IFRSの目的

IFRSの目的は、1つの基準のもとで、企業分析や企業間の比較ができるように、1つの会計事実に対しては、1つの会計処理に統一して、なるべく会計処理の選択適用を認めないことで、決算書の利用者が企業の実態を把握し易くすることが、挙げられます。

例えば、これまでは、原則として買った時の金額(取得価格)をベースとして決算書が作成されていましたが、「時価」で評価するほうが実態を正しく表す資産・負債については原則として時価で評価し、決算書を作成することになります。

これは、株主などの利害関係者の関心事が、1年などで区切られた会計期間における業績を重要視していた(損益計算書中心)時代から、最近の、短期の株式投資が主流となり、M&A時代の到来によって、その会社の「企業価値」に関心事が変わってきた(貸借対照表中心)ために、決算書も積極的に時価評価を行う必要がでてきたという背景があるからです。

(2) 新しい決算書が導入される(貸借対照表・損益計算書がなくなる)!

これまで、決算書といえば、「貸借対照表」「損益計算書」の二大看板が主役でしたが、IFRS基準では、貸借対照表に代わって「財政状態計算書」が、損益計算書に代わって「包括利益計算書」が、そして、株主資本等変動計算書に代わって「所有者持分変動計算書」が導入されることになります。

(3) 損益計算書→包括利益計算書へ ~包括利益って何?~

「包括利益」とは、資産(負債)の含み損益を利益に取り込んだ概念のことをいい、包括利益計算書の中で、含み損益が当期中にどれだけ増えたのか、減ったのかを、「その他の包括利益」という項目で表すこととなります。

具体的には、従来の当期純利益に、一定の株式の含み損益や、為替換算差額などの「含み損益=その他の包括利益」というものを加減して計算します。

なぜ、包括利益を決算書に反映するようになるかといいますと、金融や相場の変動の度合いが年々大きくなったことで、株式などの含み損益が企業の将来の利益に与える影響を考慮する必要がでてきたからです。

例えば、本業が好調で10億円の当期純利益をあげている企業が、一方で、保有している一定の株式が20億円の含み損があるとすると、将来、この株式の売却時に多額の損失を計上し、企業の利益に多大な影響を与えることになりますが、この株式をいつ売却するかは決算書の利用者は一切分かりません。

売却をいつにするかによって企業の利益が変わることは、企業間を比較する上での妨げになるため、含み損益の実現時期による利益の歪みをなくすために、決算時点で、含み損益を前倒して計上しておこうということが、包括利益の考え方です。

その他、損益計算書での変更点としては、例えば、企業が撤退を決めた事業にかかる損益は、他の損益とは区別して表示されることになり、今後も継続していく予定の事業から発生する売上と経費の把握が容易になります。

また、皆さん聞き慣れた「経常利益」という表示も、国際的にはあまり用いられていないことから、やがては廃止されることになりそうです。

(4) 財政状態計算書

貸借対照表も「財政状態計算書」に名称が変わり、主な変更点としては、例えば、近い将来売却が決まった固定資産は、貸借対照表から一旦除外して、売却目的資産として別表示することになります。

また、包括利益計算書も同様ですが、例えば、事業部、財務部などのセクションごとに資産、負債、そして売上、経費を把握、表示することになります。

その他「流動」、「固定」で表示区分されていたものが、今後は、「短期」、「長期」の区分に変更になります。

(5) わが国の動向

そのような新しい会計基準ですが、では私たちにどのような影響があるかといいますと、まずは上場企業の連結財務諸表について、2015年頃にIFRSが強制適用される見込みです。

上場企業の個別財務諸表については、IFRSそのものを導入するのではなく、日本の会計基準をできるだけIFRSに近づけたうえで、従来の日本基準を一部残した基準が適用される見込みとなっています。

そして、上場企業以外の企業は、連結・個別ともにIFRSが強制適用の対象になることは予定されていません。

ただし、日本の会計基準をできるだけIFRSへ近づける改正(これを「グローバル・コンバージェンス」といいます)が、ここ数年間で行われており、今後も行われます。

「グローバル・コンバージェンス」の具体例としては、ファイナンス・リース契約時のリース資産・負債の計上の2008年4月以降義務付けなども、その流れの一つですが、棚卸資産の低価法の適用義務、賃貸不動産などの時価開示、資産の除去費用を資産・負債への計上が義務付けられる等々が挙げられます。

また、中小企業を含む上場企業以外の企業については、上記のとおり、IFRS そのものがすぐに導入される予定はありませんが、今後、中小企業の会計基準の「中小企業の会計に関する指針」が、どこまで影響を受けるかによっては、将来、中小企業にも何らかの影響が及ぶのは必至だと思います。